

## 元の生活を返せ訴訟 第16回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第16回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

第16回口頭弁論：3月23日（水）14：00から

同時開催：第16回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2016年3月23日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝  
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博  
共同代表 弁護士 広 田 次 男

### 第1 訴訟そのものの概要

#### 1、当事者

原 告 福島県いわき市の市民1,574人（1次822人／2次571人／3次181人）  
世帯数（1次336世帯／2次264世帯・内16は1次と重複／3次83世帯）

被 告 国、東京電力株式会社

#### 2、原告の内訳

子ども1（本件事故当時、0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む）（1次140人／2次78人／3次30人）

子ども2（本件事故後に懐胎・誕生した子）（1次8人／2次6人／3次5人）

妊 婦（本件事故当時、妊娠していて分娩前であった人）（1次7人／2次4人）

一 般（1次667人／2次483人／3次146人）

#### 3. 請求内容

##### ①原告全員

事故後、被告らが、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は、本件事故時点で18歳未満の者に対しては毎月8万円、それ以外の者に対しては毎月3万円。

##### ②本件事故後に懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金25万円。

##### ③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金25万円（②の慰謝料と合わせて合計50万円）。

なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方です。

## 第2 第16回口頭弁論の概要

### 1 原告の主張

#### ○原告準備書面（30）責任論

国会事故調の委員であった田中三彦氏の三通の意見書と証人尋問調書に基づき、被告らの責任を説明するものです。

まず、福島第一原発が、津波に弱い立地上の脆弱性や格納容器の空間容積が小さく圧力が上昇しやすい構造上の脆弱性が存在する。

また、冷却・注水機能のための電力が必要であったところ、全交流電源喪失の場合の対策が必要であったところ、それを怠った。

さらに、設計時の想定を上回る激しい自身がいつ発生するか分からない現実から、「完全な耐震バックチェック」は極めて緊急性が高く、その耐震安全性が確認されるまで原発を停止すべきであったし、それにより本件事故を回避できた、事故の規模を小さく出来た可能性が高かった。

そして、重大事故（シビアアクシデント）対策が講じられてこなかった。

#### ○原告準備書面（31）損害論

原告の皆様から戴いた陳述書（アンケート形式）に基づき作成した①統計結果と②自由記載欄に載っていた具体的被害の実態のまとめ、に基づき作成したものです。

損害論には、時期的な区分として、①事故後の初期混乱期の損害と②その後の地域力低下等による継続的な損害に分けられます。今回の書面は①に関するものです。

初期混乱期におけるいわき市民の「自主避難」は、政府の指示による「強制避難」と本質的には同等であり、そのことを陳述書に基づく上記二つの資料により説明しています。

また、避難出来なかった「滞在者」も、避難者と「表裏の関係」にあり、生命身体への不安など苦しんだ状況がありました。

特に、抽象的な説明ではなく、具体的事情や統計に基づき具体的に説明しています。

### 2 国・東電の主張

今回書面と証拠を提出していない。

### 4 第16回口頭弁論の進行

原告側からは、原告本人が意見陳述を行います。また原告代理人2人が原告準備書面（30）と同（31）に関する意各見陳述を行います。

### 5 第17回法廷

2016年5月23日（月）14時～

以上